

会員規約

一般社団法人日本スピリチュアリスト連盟 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本スピリチュアリスト連盟(以下「当連盟」)と、一般社団法人日本スピリチュアリスト連盟会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の規範を明確にしています。一般社団法人日本スピリチュアリスト連盟事務局(以下「当連盟事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したものとみなします。

第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 当連盟は、会員との間に本規約を定め、これにより当連盟の運営を行います。また、当連盟が随時発表する諸規定も本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第2条 当連盟は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。変更後の会員規約については、当連盟のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当連盟が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じます。

(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

1) 会員とは、当連盟会員の総称です。

入会金と年会費を負担する有料会員と、それらを負担しない無料会員があります。

2) 書面とは、当連盟が指定した、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当連盟事務局への通知、連絡も書面と同様に認められます。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第4条 当連盟への入会の申込をする者は、入会申込書に必要事項を記入して、定められた適切な方法により当連盟事務局に提出することとします。有料会員は当連盟が別に定める入会金および年会費を払込むこととします。

(入会申込の拒絶等)

第5条 当連盟は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約および当連盟の各種規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、当連盟が入会を適当でないと判断した場合

(有料会員資格有効期限)

第6条 有料会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 有料会員資格有効期限は、毎年1月1日～12月31日とします。
- 2) 有料会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日を含む月の末日とします。なお、会員が入会時に支払う年会費は、1月1日から6月30日までの間に入会した場合は年会費の全額、7月1日から12月31日までの間に入会した場合は年会費の半額とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により年会費が通常時より割引価格になっている間は7月1日から12月31日までの間に入会した場合でも年会費の半額は適用しません。
- 3) 無料会員についてはとくに会員資格有効期限を定めません。

(会員の種類・入会金・年会費等)

第7条 当連盟の目的や活動内容に賛同し協力する意思を持ち、当連盟の各規約を遵守する者を会員と認めます。

会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の通りです。

・有料会員

入会金3,000円、年会費5,000円

資格：満20歳以上の成人で、連盟の趣旨にご賛同いただける個人の方で、本規約およびその他の別途規約を承認していただける方。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている間は、下記の特典の提供についても開催制限を受けることから、年会費を3,000円とします。その期間の終了につきましては、サイトなどでお知らせします。

特典：会員証の発行、当連盟が開催するすべてのイベントへの参加(優待価格や優先予約が可能なものを含む)、教育プログラムへの参加、個人セッションの優待価格での利用、有料会員限定の特別イベント（講座等）年1回ご招待、有料会員限定の特別ツアー（別途費用負担あり）のご案内、ヒーリングセンターの利用、有料会員向けニュースレター（メールマガジン）の配信。但し、上記ご参加に際し一定の条件を設けさせていただく場合がございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、一部イベント開催などの特典が提供できない場合があります。

・無料会員

入会金、年会費ともに無料。

資格：満20歳以上の成人で、連盟の趣旨にご賛同いただける個人の方で、本規約およびその他

の別途規約を承認していただける方。

特典：当連盟が指定する一部のイベントへの参加、個人セッションの利用（定価による）、ヒーリングセンターの利用、無料会員向けニュースレター（メールマガジン）の配信。但し、上記ご参加に際し一定の条件を設けさせていただく場合がございます。

第3章 入会申込書記載事項の変更等

（会員の氏名及び住所等の変更）

第8条 会員は、その氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更があったときは、速やかに書面（電子メールを含む）によりその旨を当連盟事務局に通知する必要があります。

1) 前項の規定による変更通知の不在によって、当連盟からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当連盟はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

（会員資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき（有料会員の場合）
- (4) 会員資格を解除されたとき

（退会）

第10条 退会しようとする場合は、退会届を当連盟事務局に届け出て退会することができます。

（会員資格の停止・解除）

第11条 当連盟は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し1週間前に通知し、当該会員の資格を停止または解除することがあります。なお、当該会員は通知より1週間のうちに当連盟に対し弁明する機会が与えられます。

- (1) 有料会員において会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当連盟、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当連盟、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したり、迷惑行為を行ったとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当連盟、他の会員または第三者の名誉や信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当連盟が会員として不相当と判断した場合

(抛出金品の不返還)

第12条 一度払い込まれた入会金、会費及びその他の抛出金品は返還いたしません。

第5章 有料会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第13条 有料会員資格有効期限が過ぎ、当連盟からの通知のあとも当連盟が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、有料会員資格に基づく権利の行使を停止し、当連盟に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

(会員証の発行)

第14条 当連盟は、有料会員に対し、会員証1枚を発行します。

- 1) 会員証の有効期限は有料会員資格有効期間内とします。
- 2) 当連盟の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
- 3) 会員証及び有料会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
- 4) 会員証は、当該会員が有料会員ではなくなった場合、当連盟に返却または当該会員が責任をもって廃棄するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第15条 当連盟が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当連盟の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条

- 1) 会員は無断で当連盟の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。
- 2) いじめやそれに準じるような行為をしてはいけません。
- 3) その他、連盟の目的を理解し、第11条各号に定める行為、当連盟の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第9章 情報管理

(個人情報の保護)

第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

1) 当連盟は、当連盟が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当連盟が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

(知的財産の帰属)

第18条 当連盟が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当連盟に帰属します。

(知的財産の保護)

第19条 当連盟が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

第20条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当連盟が損害を受けた場合、当該会員は当連盟が受けた損害を当連盟に賠償することとします。

(免責)

第21条 当連盟は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当連盟の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

(残存条項)

第22条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条、第16条から第21条、および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

(準拠法)

第23条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第24条 当連盟および会員は、当連盟と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を

第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定の追加)

第25条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当連盟が定めるものとします。

附則

本規約は2014年2月20日より実施します。

2015年8月17日 一部訂正。

2021年7月1日 新型コロナウイルス感染症の影響により、有料会員資格有効期限、有料会員、の項目について一部訂正。

一般社団法人日本スピリチュアリスト連盟